

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「住まいを通じて生涯のおつきあい」のコーポレートスローガンのもと、株主・顧客・従業員等事業活動に係わるすべての関係者の利益を重視し、コーポレート・ガバナンスの確立は極めて重要な経営課題と位置付け、企業経営の透明性と信頼性の確保に努め、企業価値の最大化と収益拡大に向けて、迅速かつ適正な経営に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタホーム株式会社	10,784,100	27.83
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2,058,327	5.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,499,500	3.87
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505041	1,390,600	3.58
株式会社アイ・エル・エス	826,000	2.13
ミサワキャピタル株式会社	734,900	1.89
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカUNT	684,900	1.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	612,800	1.58
日本生命保険相互会社	609,053	1.57
株式会社三菱東京UFJ銀行	559,912	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
-------------	-----------------------

決算期	3月
-----	----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
立花 貞司	他の会社の出身者		○	○		○			○	
後藤 裕司	他の会社の出身者		○	○		○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
b 他の関係会社出身である
c 当該会社の大株主である
d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
立花 貞司		<略歴> 昭和44年4月トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)に入社。トヨタホーム株式会社代表取締役会長。	会社経営者としての豊富な経験と高い識見に基づく助言等が、当社の住宅事業の推進に資するものと判断いたしました。
後藤 裕司		<略歴> 昭和58年4月トヨタ自動車株式会社に入社。トヨタホーム株式会社経営管理部長。	住宅業界に携わってきた経験と高い識見に基づく助言等が、当社の住宅事業の推進に資するものと判断いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	0名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人(新日本有限責任監査法人)と相互に連携をとるため、監査体制、監査計画及び監査実施状況について報告を受ける体制を整え、定期的に情報の交換を行っております。また、内部監査を担当する監査部の役割は、グループ全体を対象に法令及び内部規定に則してグループ各社及び社内各部署の業務が適正に行われているかを監査すること(金融商品取引法に基づく内部統制の評価を含む。)であり、監査結果は社長以下関係役員に適時報告され、経営の信頼性の確保に努めております。また、会社法に基づく監査を担当する監査役とは定期的な会合の場を持ち、問題意識を共有するとともに、互いの監査結果を報告するなど監査品質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

4名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
宮森 正和	他の会社の出身者									○
瓜田 誠治	他の会社の出身者									○
石坂 佳宏	他の会社の出身者		○	○					○	
亀田 修造	他の会社の出身者			○		○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
宮森 正和	○	独立役員に指定しております。 昭和44年4月株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)に入行。	金融機関での豊富な経験と高い識見を、当社の監査体制の更なる強化に生かしていただけるものと判断いたしました。 <独立役員指定理由> 宮森正和氏は、昭和44年4月に株式会社三和銀行に入行し、同行を平成14年1月に退職しております。その後株式会社三和総合研究所(現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)の常務取締役に就任し、平成16年6月に当社常勤監査役に就任しております。 株式会社三菱東京UFJ銀行は当社の主要取引先金融機関であり、宮森氏は同行の出身者でございますが、同行を退職後既に9年が経過しており、出身会社の意向に影響される立場にはございません。また前職である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社と当社との取引はございません。以上のことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性は確保されていると判断しております。
			金融機関での豊富な経験に加え、他社で経営に携わってこられた経験や識見を当社の監査業務に生かしていただけるものと判断いたしました。 <独立役員指定理由>

瓜田 誠治	○	独立役員に指定しております。 昭和49年株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)に入行。	瓜田誠治氏は、昭和49年4月に株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)に入行し、同行を平成14年9月に退職しております。その他の主な経歴は、平成14年4月にUFJパートナーズ投信株式会社の取締役就任後、平成16年6月に国際興業株式会社専務取締役、平成19年1月にプロミス株式会社顧問及び株式会社カーイテ代表取締役、平成20年10月に株式会社Doフィナンシャルサービス代表取締役社長を経て、本年6月29日に当社常勤監査役に就任いたしました。 株式会社三菱東京UFJ銀行は当社の主要取引先金融機関であり瓜田氏は同行の出身者でございますが、退職後既に8年が経過しており、出身会社の意向に影響される立場にはございません。また前職の株式会社Doフィナンシャルサービスと当社との取引はございません。以上のことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく独立性は確保されていると判断しております。
石坂 佳宏		昭和44年4月トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)に入社。トヨタホーム株式会社常勤顧問。	豊富な経験と知識を生かし幅広い見地から当社の経営を監査いただけるものと判断いたしました。
亀田 修造		昭和52年4月千代田火災海上保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)入社。同社執行役員営業開発本部ディーラー営業開発本部長。	他社での豊富な経験や識見を当社の監査業務に生かしていただけるものと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

インセンティブ付与に関しては、その効果を見極めた上で実施を検討いたします。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

取締役報酬の総額を開示しております。

平成23年3月期の取締役の報酬等の総額は、以下の通りです。

取締役(10名)175百万円

(注)

1. 取締役の報酬等の額には、平成22年6月29日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分の報酬等を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の限度額は、年額225百万円であります。使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方	
------------------	--

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。報酬額の水準につきましては、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤の監査役が経営執行委員会をはじめ重要な会議に出席し、非常勤の社外監査役と情報の共有に努めております。また、非常勤の社外取締役及び社外監査役には取締役会の開催に際してコンプライアンス部が議題の事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)**<業務執行>**

当社は、9名の取締役に取締役会を構成し、月1回以上開催される取締役会において重要事項の意思決定と報告を行っております。また、当社は、監督と意思決定および業務執行を分離するため、執行役員制度を採用しております。取締役会の意思決定に基づき代表取締役及び執行役員が迅速にその業務執行を行います。

<監査・監督>

当社は、社外取締役を設置しており、取締役会による業務執行者の監督機能を充実させております。また、監査役制度を採用し、専門的知見を有する社外監査役を設置することにより、監査役監査の充実を図っております。さらに、内部監査部門を設け、業務執行者自身がその業務を適正に実施しているかを監査しております。

会計監査については、会計監査人が独立した立場から監査を実施しております。これら取締役会、業務執行者、監査役会・監査役、内部監査部門および会計監査人は、それぞれ定期的に情報交換を行い、連携することにより監査・監督の実効性を確保しております。

<補完的機能>

当社は、取締役会の意思決定及び監督機能を補完するため、取締役及び執行役員の一部で構成する経営執行委員会を設け、取締役会決議事項の事前審議を行うと共に、取締役会決議事項に次ぐ重要な意思決定を行っております。経営執行委員会には、監査役の出席を可能としており、監査役も積極的に出席し、監査機会を補完しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会設置会社ではありますが、執行役員制度を採用することにより、従来型の日本の経営形態である取締役会の意思決定、業務執行及び監督機能の集中を避けると共に社外取締役を設置することにより、取締役会の監督機能及び業務執行者への牽制機能を充実させております。また、法定の機関のほか、内部監査部門を置き、業務執行者の自浄作用を強化すると共に、これと法定の監督・監査機関が網目のように有機的に連携することによって、監督・監査機能は有効に機能しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期決算時に開催。 代表取締役、財務経理担当役員、経営企画担当役員が出席し、決算内容、今後の事業戦略、財務戦略について説明。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は半期報告書、株主総会の招集通知等 (http://www.misawa.co.jp/misawa/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:取締役常務執行役員 企画管理本部長 田中博臣 IR事務連絡責任者:企画管理本部 経営企画部 広報・IR担当部長 中村孝	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	1. コーポレートスローガン、経営理念及び行動指針の制定 2. 入居者アンケートの実施と商品開発へのフィードバック 3. アフターサービスメンテナンス、24時間サービス体制
環境保全活動、CSR活動等の実施	本社及び主力工場におけるISO14001認証取得及びCSR報告書の毎年作成、公表

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営理念および行動指針を定め、取締役、執行役員、従業員その他当社の業務に従事するすべての者（以下「役職員」という。）に対し、法令および定款に適合する行動はもとより、誠実で倫理的な行動をとることを要求する。当社は、これらの誠実で倫理的な行動を通じ、健全な経営の基盤である内部環境を醸成し、その基盤上に下記*の内部統制システムを構築することにより、公正かつ適切な企業活動を行い、社会的実在としてその責任を果たすものである。*既に実施済みのものを含む。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号)
- (2) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第4号)
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第2号)
 - a. 新人研修その他の各種研修の機会を通じ、役職員に対し、経営理念および行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育および啓蒙活動ならびに損失の危険の管理(以下「リスク管理」という。)に関する教育を実施し、それぞれの意識向上および定着を図る。
 - b. コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項に関し、社長執行役員を統括責任者とし、常務以上の執行役員、経営企画部長およびコンプライアンス部長をメンバーとした経営改革委員会を設置する。
 - c. コンプライアンス部を設置し、日常のコンプライアンス活動を統括管理させ、コンプライアンス上のリスクマネジメントを実施させる。
 - d. リスク管理規程を定め、経営企画部に各部のリスク管理を統括させ、各リスク別、各部門別の具体的なリスクの把握およびリスクのコントロールを図ることにより、業務の適正と効率性を確保する。
 - e. 適時開示が必要と思われるリスクその他の重要情報については開示の徹底を図る。
 - f. ヘルプライン制度規程を制定し、これに基づきコンプライアンス上疑義のある行為などが発生した場合の通報手段を社内外に設置し、ヘルプライン制度の公正かつ持続的な運営を図る。
 - g. 監査部を設置し、コンプライアンス上のリスクの継続的な内部監査を行う。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関し、定款および取締役会規程、稟議規程、文書管理規程その他の社内規則を整備し、それぞれ適切に保存し、かつ管理する。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第3号)
 - a. 当社の取締役は、取締役会の構成員として当社の意思決定を行い、代表取締役および執行役員の業務の執行を監督する。取締役のうち数名は社外取締役とし、取締役会の意思決定の過程の公正性と、その決定内容の妥当性を確保する。
 - b. 当社の業務の執行は、重要な対外的業務にあつては代表取締役が行い、体内的業務および日常の業務については、取締役会が選任した執行役員が実施する。
 - c. 代表取締役および執行役員の業務については、取締役会で定める職掌に従い分担して職務の執行の効率化を確保するとともに、職務権限規程において職務および権限を割当て、責任を明確化する。
 - d. cに定める職務分掌および規則は、取締役もしくは執行役員が変更される都度、または職務の執行の効率化の必要に応じて、見直しを図る。
- (6) 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社は、当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、次に掲げる体制を整備する。

 - a. 当社および当社の子会社の役職員の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、ならびに当社および当社の子会社のリスク管理のため、子会社に対してもコンプライアンス責任者およびリスク管理責任者、担当セクションならびに経営改革委員会の設置を求め、子会社の経営改革委員会と共同してミサワホームグループのリスクマネジメントを実施する。
 - b. ヘルプライン制度は、子会社も利用することとし、グループ全体の通報手段として活用する。
 - c. 監査部は、グループにおける内部監査を計画的に実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の整備および運用状況を検討、評価し、その改善を促す。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役がその職務を補助すべき使用人の増員を求めた場合は、その求めに応じて配置する。
- (8) (7)の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第2号)
 - a. 監査役を補助すべき使用人の独立性を確保するため、その使用人の任命、異動、その他これらにかかる事項の決定は、常勤監査役の事前の同意を得る。
 - b. その使用人の人事考課については、常勤監査役が行うものとする。
- (9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第3号)
 - a. 代表取締役は、取締役会において随時その職務の執行状況の報告を行う。
 - b. 役職員は、定款または法令違反の事実、著しく不合理な業務執行、その他これらに準ずる事項を発見した場合は、発見後すみやかに、監査役に報告する。
 - c. 役職員は、監査役が事業について報告を求めた場合、またはグループの業務および財産の状況を調査する場合は、積極的にこれに応じる。
- (10) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第4号)
 - a. 監査役の過半数は社外監査役とし、監査の公正を確保する。
 - b. 監査役は、外部法律事務所と顧問契約を締結することができ、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、「経営理念」および「行動指針」において、反社会的勢力の排除に向けた体制等の整備を念頭に、次の規定を定めております。

- ・経営理念(一部抜粋)
「法令を遵守し、倫理を重んじて誠実に行動します。」
- ・行動指針(一部抜粋)
「反社会的勢力・団体からの不当な圧力に屈しません。」

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、新人研修その他の各種研修の機会を通じ、役職員に対し、経営理念および行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育および啓蒙活動並びに損失の危険の管理に関する教育を実施し、それぞれの意識向上および定着を図っております。

また、経営理念・行動指針を、携行用「コンプライアンスカード」に記載し、全社員に配布することにより、その内容の周知徹底を図っております。

さらに、「コンプライアンスガイドブック」を作成し、行動指針について解説を加え、より具体的な遵守項目を列挙した手引書を全社員に配布しております。

このほか、当社は、社内体制の整備として、総務人事部に不当要求防止責任者を設置しております。同責任者を中心に、警察署・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等との緊密な意思疎通と連携をもとに、反社会的勢力の情報の収集、同勢力の排除を進めるとともに、その被害防止を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

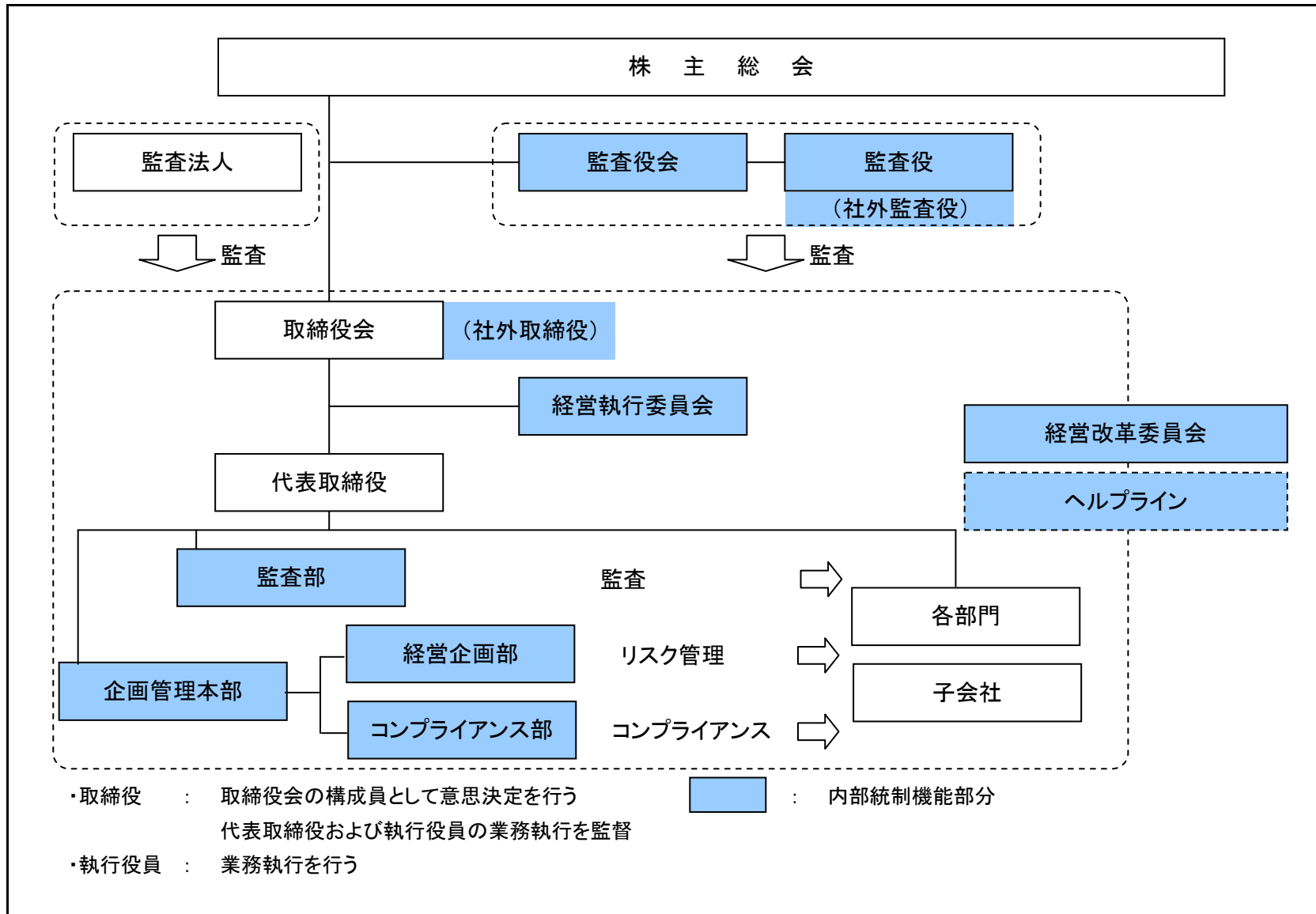
<適時開示に係る当社の基本姿勢>

当社は、グループの経営ビジョンの一つとして、「社会、お客様、株主、社員に満足を提供する」を掲げるなど、株主・投資家との信頼関係を構築・維持するために、重要な会社情報の適時適切な開示が極めて重要な責務であるとの認識に立ち、従来より鋭意適時開示に取り組んでおります。

取締役会及び経営執行委員会などで決定した事項や子会社及び各部署で把握した事項のうち、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報並びに投資判断に影響を与えられると思われる情報などについて、適宜開示活動に努めております。

また、社長をはじめとした主要執行役員ら経営陣が率先して説明責任を果たしております。開示活動の実際にあたっては、経営企画部が主管部署となり、子会社及び関連部署と連携して速やかな開示に努めております。

当社グループの内部統制活動の監視・検証としましては、監査役の会社法上の監査のほか、弁護士等各分野における専門家の意見を参考にコンプライアンス体制の構築に努める中で、経営会議への報告を行うことにより、健全な業務執行の維持・向上に取り組んでおります。



*上記模式図は当社のコーポレートガバナンス状況につき、簡略化したイメージとして表記したものの。

【適時開示体制の模式図】

